

## 浜松市地価税の課税の特例に関する証明事務取扱要領

平成 4 年 8 月 29 日 浜消達第 83 号  
平成 17 年 8 月 2 日 浜消達第 127 号  
平成 24 年 4 月 3 日 浜消局達第 7 号

### 1 趣旨

地価税法施行規則（平成 3 年大蔵省第 31 号。以下「地価税規則」という。）第 5 条第 8 項の規定に基づく証明書（地価税法（平成 3 年法律第 69 号）別表第 2 第 2 号イ規定する消防法に係るものに限る。）の交付手続きについて定めるものとする。

### 2 証明の対象

証明の対象となる土地等（国内にある土地、借地権、地上権及び構築物その他の工作物の設置を目的とする賃借権等をいう。以下同じ。）は、別表の「対象となる危険物施設」欄に掲げる危険物施設ごとに、当該危険物施設の存する事業所等の敷地のうち、当該施設の外壁その他の工作物から同表の「保安距離等」欄に定める距離だけ離れた点の軌跡で囲まれた区域内の土地又は防油堤で囲まれる区域内にある土地等とする。

### 3 証明の申請、交付等の事務

次に掲げる証明に関する事務は、予防課において行うものとする。

#### （1）証明申請

証明を受けようとする者は、証明申請書（別記様式）1 部に、浜松市手数料条例（平成 12 年浜松市条例第 44 号）第 2 条別表中その他の項に規定する手数料を添えて消防長に提出しなければならない。ただし、この場合において、既納の手数料は還付しないものとする。

#### （2）証明申請の審査方法

証明申請書について、次の事項を確認するものとする。

##### ア 申請書

（ア）消防法に係る証明の申請であること。

（イ）「許可年月日及び番号」、「許可を受けた者の名称」、「許可を受けた施設の所在地」及び「適用規定」欄中の内容は、許可の内容と同じであること。

（ウ）「適用規定」（消防法令）及び「特例規定」（地価税規則）は、別表に掲げるものとその内容が対応していること。

##### イ 添付図面

（ア）特例の対象となる土地等の範囲を示す曲線の個々の部分事ごとに、その施設からの距離が

別表「保安距離等」欄に掲げる距離であること。ただし、当該申請が、地価税規則第5条第3項第1号に係る場合にあつては、対象土地等が防油堤で囲まれる区域内にある土地等であること。

(イ) 消防法以外の法律の適用を受ける土地等と重複する場合は、それぞれを簡単な方法で区分させること。

(ウ) 消防法の適用を受ける土地等が重複する場合は、その重複する部分は二重に面積算定しないこと。

### (3) 証明書交付

消防長は、特例規定に該当していると認める場合には、当該申請書の下段に必要事項を記入押印し、交付するものとする。

### 4 標準処理期間

証明申請の処理に要する標準処理期間は、3日とする。

### 5 その他

この要領は、平成4年9月1日から運用する。

附 則

この要領は、平成17年8月2日から運用する。

附 則

この要領は、平成24年4月3日から運用する。

地価税の特例に係る土地等の確定についての証明願

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市消防長

住所又は所在地  
申請者 氏名又は名称及  
び代表者氏名

㊞

地価税法第17条第3項に基づく同法施行規則第5条第8項の規定に基づき、地価税の特例措置を受けるため、下記の施設に係る土地が平成 年1月1日において地価税法別表第2第2号イの土地等に該当することを証明願います。

記

許可年月日及び番号	
許可を受けた者の名称	
許可を受けた施設の所在地	
適用規定	
特例規定	
対象土地等の範囲	別添図面のとおり

浜消予証第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

なお、本証明書は、特例対象の土地等の範囲に変更があった場合等、証明の基礎となる事実に変更があった場合には失効します。

平成 年 月 日

浜松市消防長

印

## 1 証明申請書の記載方法

- (1) 「許可年月日及び番号」、「許可を受けた者の名称」及び「許可を受けた施設の所在地」は、許可の内容を記載すること。
- (2) 「適用規定」は、消防法令（危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則）の保安距離に係る運用規定を、令（則）第○条第○項第○号等と記入すること。
- (3) 「特例規定」は、地価税法施行規則の適用規定を、第5条第2項第○号イ、ロ、ハ等と記入すること。

## 2 証明申請書に添付する図面の作成方法

- (1) 図面に当該事業所の敷地部分について、地番表示を記載すること。
- (2) 図面には、当該施設の概況がわかる適宜の情報の他、次の事項を明示すること。
  - ア 当該事業所等の敷地の範囲
  - イ 敷地のおよその規模を示す一辺の長さ等
  - ウ 敷地内にある施設（課税の特例の基礎となるもの）の位置
  - エ 特例対象土地等の範囲
  - オ 特例対象土地等の範囲を示す曲線の個々の部分ごとに、その施設からの距離
- (3) 図面は、当該施設ごとに一通作成すること。
- (4) 消防法以外の法律の適用を受ける土地等と重複する場合は、消防法とその他の法律の適用部分を明確に区分すること。
- (5) 消防法に係る施設の土地等が重複する場合は、当該重複部分は、二重に算定しないこと。
- (6) 図面中に、次により特例対象面積を明確にし、当該両者の算定方法がわかる簡便な資料を添付すること。（様式自由）

特例対象面積	(単位㎡)
--------	-------

## 別表

## 地価税の課税特例の対象となる保安距離等

地価税法施行規則	対象となる危険物施設	消防法令	保安距離等(根拠条文)
第5条第2項第1号	製造所	消防法第10条第4項	
	イ ロ・ハ以外の製造所	危政令第9条第1項	同項第1号ハに定める距離(50m)又は同号ただし書きに規定する距離
	ロ 高引火点危険物の製造所	危則第13条の6第1項	同条第3項1号ハに定める距離(50m)又は同号ただし書きに規定する距離
	ハ ヒドロキシルアミン等の製造所の特例	危則第13条の10	同条第1号に定める距離
第5条第2項第2号	屋内貯蔵所 (危政令第10条第3項、危則第16条の2の3第1項及び危則第16条の2の6第1項に規定する建築物内設置の屋内貯蔵所、特定屋内貯蔵所及び高引火点危険物の特定屋内貯蔵所を除く。)	危政令第2条第1号	
	イ ロ～ニ以外の屋内貯蔵所	危政令第10条第1項及び同条第2項	同条第1項第1号又は同条第2項によりその例によるものとされる同令第9条第1項第1号ハに定める距離(50m)又は同号ただし書きに規定する距離
	ロ 高引火点危険物の平屋建屋内貯蔵所	危則第16条の2の4第1項	同条第2項第1号によりその例によるものとされる同規則第13条の6第3項第1号ハに定める距離(50m)又は同号ただし書きに規定する距離
	ハ 高引火点危険物の平屋建以外の屋内貯蔵所	危則第16条の2の5第1項	同条第2項第1号によりその例によるものとされる同規則第13条の6第3項第1号ハに定める距離(50m)又は同号ただし書きに規定する距離
	ニ 指定過酸化物の屋内貯蔵所	危則第16条の4第1項	同条第2項表6欄の距離(60～120m)又はただし書きの距離(10m)
第5条第2項第3号	屋外タンク貯蔵所 (危則第22条の2の5第1号(岩盤タンク)及び第3号(海上タンク)に規定する特例を定めることができる屋外タンク貯蔵所を除く。)	危政令第2条第2号	
	イ ロ・ハ以外の屋外タンク貯蔵所	危政令第11条第1項第1号	同号によりその例によるものとされる危政令第9条第1項第1号ハに定める距離(50m)又は同号ただし書きに規定する距離
	ロ 引火点を有する液体危険物の屋外タンク貯蔵所	危政令第11条第1項第1号の2	同項第1号の2の表下欄の距離(敷地内距離)又は同号ただし書きに規定する距離
	ハ 高引火点危険物の屋外タンク貯蔵所	危則第22条の2第1項	同条第3項第1号によりその例によるものとされる危則第13条の6第3項第1号ハに定める距離(50m)又は同号ただし書きに規定する距離

第5条第2項第4号	屋外所貯蔵所	危政令第2条第7号	
	イ ロ以外の屋外貯蔵所	危政令第16条第1項第1号	同号によりその例によるものとされる危政令第9条第1項第1号ハに定める距離(50m)又は同号ただし書きに規定する距離
	ロ 高引火点危険物の屋外貯蔵所	危則第24条の12第1項	同条第2項第1号によりその例によるものとされる危則第13条の6第3項第1号ハに定める距離(50m)又は同号ただし書きに規定する距離
第5条第2項第5号	給油取扱所(不特定多数の者に軽油のみ、メタノール等(メタノール又はこれを含むものをいう。以下この号において同じ。)のみ又は軽油及びメタノール等のみを給油するものに限る。)の固定給油設備	危政令第17条第1項第12号	危政令第17条第1項第12号の固定給油設備について、当該設備の位置に係る基準として同号に規定する距離のうち最も短い距離(懸垂式の固定給油設備にあつては道路境界線方向については4m、敷地境界線及び建築物の壁方向については2m(給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、当該壁から1m)その他の固定給油設備にあつては道路境界線方向については最大給油ホース全長が3m以下のものについては4m、最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のものについては5m、最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のものについては6m、敷地境界線及び建築物の壁方向については2m(給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、当該壁から1m。)ただし、危規則第25条の3の2に定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。)
第5条第2項第6号	自動車等の点検・整備を行う設備(電気自動車に係る充電設備に限る。)	危則第25条の5第2項第2号イ	同号イの自動車等の点検・整備を行う設備について、当該設備の位置に係る基準として同号に規定する距離のうち最も短い距離(懸垂式の固定給油設備方向については4m、その他の固定給油設備のうち最大給油ホース全長が3m以下のもの方向については4m、最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のもの方向については5m、最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のもの方向については6m、道路境界線方向については2m。ただし、建築物の危則第25条の4第1項第3号の用途に供する部分で、床又は壁で区間されたものの内部に設ける場合は、この限りでない。)
第5条第2項第7号	一般取扱所 (危政令第19条第2項各号に規定する特例の一般取扱所を除く。)	危政令第3条第4号	
	イ ロ・ハ以外の一般取扱所	危政令第19条第1項	同項により準用する危政令第9条第1項第1号ハの距離(50m)又は同号ただし書きに規定する距離
	ロ 高引火点危険物の一般取扱所	危則第28条の61第1項	同条第3項の規定により適用される危則第13条の5第3項第1号ハの距離(50m)又は同号ただし書きに規定する距離
	ハ ヒドロキシルアミン等の一般取扱所の特例	危則第28条の66	同条の規定により準用する同規則第13条の10第1号に定める距離
第5条第3項第1号	屋外タンク貯蔵所	危政令第11条第1項第15号	同号の防油堤で囲まれる区域内にある土地等



